

別表 1

事業区分		経費の内訳	補助率等	採択要件等	補助対象経費	重要な変更	
区分	細区分						
荒廃した里山・平地林の整備	整備	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積込み、運搬等に対する補助に要する経費	森林はha当たり上限280千円 竹林はha当たり上限700千円	国及び県の既存事業と併用しないものとする。（当該要件は、以下の事業区分すべてに適用するものとする）  伊勢崎市と土地権利者、事業実施者の3者により事業実施及び転用等の権利制限（10年間）に関する協定を締結すること。	同一地につき1回とする。	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金	(1)区分ごとの補助対象経費の30%を超える増減  (2)区分内の事業箇所の新設・変更・廃止
	苗木購入	間接補助事業者が実施する苗木等の購入に対する補助に要する経費	ha当たり上限300千円		対象は高木性樹種の苗木等とし、本事業の整備個所に植栽すること。		
	管理	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、集積、積込み、運搬等に対する補助に要する経費	ha当たり上限80千円		助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。		
貴重な自然環境の保護・保全	活動支援	(1)希少動植物の生息環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する希少動植物の生息環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に対する補助に要する経費	1事業当たり上限500千円 （ただし、継続して実施する場合、2年目以降は1事業当たり上限250千円とする）	(1)「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（2012改訂版）」で野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種の生息環境の保護・保全活動を対象とする。 (2)伊勢崎市とNPO・ボランティア団体等の連携事業の場合は、土地権利者を含めた3者協定を締結するものとする。	本事業の実施期間内かつ最長5年とする。	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、補助金	(3)区分相互間における30%を超える経費の配分
	付帯施設の整備	上記の活動支援に必要と認められる施設整備に要する経費	補助率1/2以内 （ただし、上限2,000千円とする）		「活動支援」の対象事業のうち、施設設備が必要と認められるものを対象とし、同一事業につき1回とする。		
森林環境教育・普及啓発	森林環境教育	(1)児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に対する補助に要する経費	上限2,000千円 （ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボランティア団体等に間接補助する場合は1団体当たり上限300千円とする）	助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、補助金		
	普及啓発	(1)森林の機能や重要性に係る普及啓発に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に対する補助に要する経費					